平成２７年（フ）第２５２号
滋賀県甲賀市甲南町深川市場77番地１
破産者　岡崎　勝美
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８９号
京都府宇治市羽拍子町22番地の11、開始決定時の住所大津市大谷町12番16号
破産者　和田　賞市
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６７号
兵庫県西宮市室川町５番13―302号、前住所兵庫県西宮市室川町５番35―205号
破産者　川西　知行
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３４号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目11番３号　メゾンデリオンⅡ　301号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市常光寺１丁目７番17―302号
破産者　滝山　　明
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９５号
兵庫県尼崎市北大物町26番10号　第二寿マンション310号
破産者　三好　秋憲
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３０号
兵庫県西宮市すみれ台１丁目14番地４
破産者　西村　美章
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５６１号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番３―301号
破産者　宮本　次朗
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７８２号
広島県安芸郡府中町本町１丁目２番39―202号
破産者　松田　二郎
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２号
広島県三原市城町１丁目14番26号
破産者　中田　明子
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２０号
香川県坂出市本町２丁目11番27号
破産者　保井　準一
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１４１号
香川県丸亀市福島町９番地16レ・セーナＡ204
破産者　多田羅博之
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第４５８号
熊本県天草市牛深町1661番地10
破産者　北時　正吾
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４９０号
熊本市西区島崎２丁目４番18号　レオパレスシマザキ102、開始決定時の住所熊本市中央区島崎１丁目32番26―602号
破産者　北時　吾朗
１　決定年月日　平成28年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２７年（フ）第２１９号
徳島県徳島市東吉野町２丁目24番地、旧住所奈良県北葛城郡新庄町大字葛木109番地５
破産者　藤澤　　昇
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７９号
栃木県鹿沼市東町３丁目２番12号
破産者　道信　和人
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１１号
栃木県小山市西城南５丁目26番地２　ユーハイツパートⅢ―103号、前住所栃木県小山市大字乙女972番地１
破産者　渡邉　　稔
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１５号
栃木県宇都宮市御幸町232番地９　カーサＹＳ　Ｃ棟、前住所栃木県宇都宮市御幸本町4870番地65　グランドハイツ御幸301号室
破産者　池澤　　愛（旧姓深水）
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２２号
栃木県宇都宮市元今泉６丁目５番１号　宇都宮昭和ビルⅢ203
破産者　小曽納のり子
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２３号
栃木県宇都宮市平出町1294番地１　ヒライデコーポＢ105、前住所栃木県宇都宮市道場宿町1411番地３
破産者　古川　継章
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２６号
栃木県日光市猪倉3948番地３
破産者　加藤工業こと　加藤　正美
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係